

糸満市児童虐待防止条例（案）に関するパブリックコメントへの回答

意見書 提出者数	2	意見件数	7
-------------	---	------	---

No.	該当条項	意見概要	回答
1	第10条 第11条 第22条	全体的に児童を守る視点が貫かれているが、特に保護者における父親不在が感じられる。	妊娠期からの支援の規定において、妊婦の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の関与の明確化を検討してまいります。
2	第4条	規則等の作成にあたり、以下を参考にしてください。 ① http://www.orangeribbon.jp/about/orange/genesis.php オレンジリボン発祥 ② https://www.city.oyama.tochigi.jp/soshiki/35/228293.html 小山市児童虐待・DV対策基本計画	児童虐待防止条例の逐条解説や規則等の作成にあたり、参考にさせていただきます。
3	第4条 第21条	児童とDV関連の認識において、以下を参考にしてください。 ① https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/kanrentsuchi/index.html 内閣府HP ② https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/no_violence_act/about_r01.html 11月キャンペーン	児童虐待防止条例の逐条解説や規則等の作成にあたり、参考にさせていただきます。
4	第12条 第16条 第23条	糸満市子ども・子育て支援事業計画、VIVOプラン等との整合性を踏まえた実効性のある条例及び規則の制定を望む。	児童虐待防止条例の逐条解説や規則等の作成にあたり、参考にさせていただきます。
5	第5条	保護者の責務に、虐待に関する調査に対して協力すること、正当な理由なく調査を拒否してはならないことも加えるべき。	保護者の責務の規定において、指導や支援等を受けた場合への改善策の規定を検討してまいります。
6	第9条	不正防止のため、子育て支援に係る活動を行う団体が、市からの支援を受ける場合には、その活動状況等について定期的に市へ報告する義務と、虚偽報告を禁止することを定めるべき。	子育て支援に係る業務を外部に委託する場合、契約書に報告義務等の明文化を検討してまいります。
7	第20条	余りにも短期の支援とならないよう、必要な支援を継続して行う最短期間を定めるべき。例えば、「…少なくとも家庭復帰の日から1年間、必要な支援を継続して行うものとする。」など。	児童虐待防止条例の逐条解説や規則等の作成にあたり、期間の規定を検討してまいります。